

## 社会福祉事業 分類コード一覧【推薦調書記入用】

以下の分類コード一覧のうち、候補者が従事している事業に該当する数字を、推薦調書の【分類コード】にご記入下さい。

推薦調書の【分類コード】には、  
こちらの数字をご記入下さい。

### ■ 第1種社会福祉事業（社会福祉法第2条第2項）

法律名等	施設・サービス名	分類コード	
生活保護法	救護施設	11	
	更生施設	12	
	生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設及び生計困難者に対して助葬を行う事業	13	
児童福祉法	乳児院	14	
	母子生活支援施設	15	
	児童養護施設	16	
	障害児入所施設	障害児入所施設（福祉型）	17
		障害児入所施設（医療型）	
	児童心理治療施設	18	
児童自立支援施設	19		
老人福祉法	養護老人ホーム	養護老人ホーム（一般）	20
		養護老人ホーム（盲）	
	特別養護老人ホーム	21	
	軽費老人ホーム	軽費老人ホーム	22
（A型・B型・ケアハウス・都市型）			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者支援施設	23	
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	女性自立支援施設	24	
—	授産施設を経営する事業	25	
—	生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業	26	

■ 第2種社会福祉事業（社会福祉法第2条第3項）

法律名等		施設・サービス名	分類コード
—	生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業	—	31
生活困窮者自立支援法	認定生活困窮者就労訓練事業	—	32
児童福祉法	障害児通所支援事業	児童発達支援（福祉型・医療型） 放課後等デイサービス事業所 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所	33
	障害児相談支援事業	—	34
	児童自立生活援助事業	自立援助ホーム	35
	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ	36
	子育て短期支援事業	ショートステイ	37
	乳児家庭全戸訪問事業	—	38
	養育支援訪問事業	—	39
	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業 （センター型・ひろば型）	40
	一時預かり事業	—	41
	小規模住居型児童養育事業	ファミリーホーム	42
	小規模保育事業	小規模保育事業所（A型・B型・C型）	43
	病児保育事業	—	44
	子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター	45
	親子再統合支援事業	—	46
	社会的養護自立支援拠点事業	—	47
	意見表明等支援事業	—	48
	妊産婦等生活援助事業	—	49
	子育て世帯訪問支援事業	—	50
	児童育成支援拠点事業	—	51
	親子関係形成支援事業	—	52
乳児等通園支援事業	こども誰でも通園制度	53	
助産施設	—	54	
保育所	—	55	

■ 第2種社会福祉事業（社会福祉法第2条第3項）

法律名等		施設・サービス名	分類コード
児童福祉法	児童厚生施設	小型児童館 児童センター 大型児童館（A型・B型・C型） その他の児童館 児童遊園	56
	児童家庭支援センター	—	57
	里親支援センター	—	58
	児童の福祉の増進について相談に応ずる事業	—	59
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	幼保連携型認定こども園	—	60
民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律	養子縁組あっせん事業	—	61
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子家庭日常生活支援事業	—	62
	父子家庭日常生活支援事業	—	63
	寡婦日常生活支援事業	—	64
	母子・父子福祉施設	母子・父子福祉センター 母子・父子休養ホーム	65
老人福祉法	老人居宅介護等事業	訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 第1号訪問事業（介護予防訪問介護）	66
	老人デイサービス事業	通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 第1号通所事業（介護予防通所介護）	67
	老人短期入所事業	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	68
	小規模多機能型居宅介護事業	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	69
	認知症対応型老人共同生活援助事業	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	70
	複合型サービス福祉事業	看護小規模多機能型居宅介護	71
	老人デイサービスセンター	—	72
	老人短期入所施設	—	73
	老人福祉センター	老人福祉センター（特A型・A型・B型）	74
	老人介護支援センター	—	75

■ 第2種社会福祉事業（社会福祉法第2条第3項）

法律名等		施設・サービス名	分類コード
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害福祉サービス事業	居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 同行援護 行動援護 療養介護 生活介護 短期入所（ショートステイ） 重度障害者等包括支援 施設入所支援 自立訓練 就労選択支援 就労移行支援 就労継続支援・就労定着支援 自立生活援助 共同生活援助（グループホーム）	76
	移動支援事業	—	77
	一般相談支援事業	地域相談支援 （地域移行支援・地域定着支援）	78
	特定相談支援事業	計画相談支援	79
	地域活動支援センター	—	80
	福祉ホーム	—	81
身体障害者福祉法	身体障害者生活訓練等事業	—	82
	手話通訳事業	—	83
	介助犬訓練事業	—	84
	聴導犬訓練事業	—	85
	身体障害者福祉センター	身体障害者福祉センター（A型・B型） 障害者更生センター	86
	補装具製作施設	—	87
	盲導犬訓練施設	—	88
	視聴覚障害者情報提供施設	点字図書館 点字出版施設 聴覚障害者情報提供施設	89
	身体障害者の更生相談に応ずる事業	—	90
知的障害者福祉法	知的障害者の更生相談に応ずる事業	—	91
—	生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業	無料低額宿泊所	92
—	生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業	無料低額診療施設	93

■ 第2種社会福祉事業（社会福祉法第2条第3項）

法律名等		施設・サービス名	分類コード
—	生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業	—	94
—	隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うもの）	隣保館	95
—	福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスの利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業）	—	96
—	連絡又は助成を行う事業（分類コード11～26、31～96の事業に関する連絡又は助成を行う事業）	—	97

■ その他（社会福祉事業関係団体等）

法律名等		施設・サービス名	分類コード
介護保険法	介護老人保健施設		98
	地域包括支援センター	地域包括支援センター ブランチ（地域総合相談窓口）	99
	居宅介護支援事業		100
—	その他、社会福祉事業関係団体	—	101